

Title	健康保険運動の基調 (四、完)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.6 (1922. 6) ,p.852(112)- 879(139)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220601-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商業は甚だしく刺激せられ、舊時の都市以外に幾多の商業都市の發生を見た。封建的諸侯はその地方的政權を維持すること能はずして、強大なる近世的國家の一領域たるに至つた。(Socialism, Chap. VI. pp. 72-74)

かくて生産者の労働を急速に完了せしめるやうな壓迫を加へず、徐々と注意深く仕事を遂行し、極度の分勞を避けて、一物の全體を製作せしめ、労働者の全能力に應じてその智識を開發せしめ、さうして労働を藝術化した中世の經濟生活は去つて、利潤のために生産し、市場あつて、人間あるを知らざる近世的商業主義がこれに代つたのである。(Art under Plutocracy. Collected Works. vol. 23. p. 176)(一九二二・五・二一稿了)

健康保險運動の基調 (四、完)

園 乾 治

六

以上述べたる如く現在行はれてゐる諸機關では、十分なる手當、財政上の保護、疾病の防止に對して期待するが如き効果を擧げることはない。然かしながらそれは、醫療及び現金を給付し、デモクラチックな管理の下に、労働者、僱主、國家の三者の共同出捐によつて維持せらるゝ、廣汎な強制的健康保險(Compulsory Health Insurance)によつて、よく達成することが出来る。然らば強制的健康保險は、如何なる點に於いて他の機關よりも優れてゐるか。如何なる方法によつて労働者の要求を充してゐるか。如何なる經營を以つて進みつゝあるか。また如何

なる効果を疾病の防止に對して有するものであるか。これ等の問題に答へることは、取りも直さず健康保險運動の最後の、さうしてまた最も重要な根本思想を明かにすることになる。

一、強制保險は他の孰れの方法も有たない長所を有つてゐる

強制制度の下に於いては、他の方法の下に於いて有効に解決することの出来ない、保險に關する重要な財政上並びに經營上の問題が解決せられる。

一、強制制度は保護を要すると合理的に考へらるゝ總ての労働者に對する保險である。

疾病の時に方つて保護を最も多く必要とする人々を、任意制度に於いて保險することの困難は、米國にのみ特別に存するものではない。英國の如きは友愛組合及び労働組合によつて、任

意的健康保險が例外的に發達したのであつて、疾病に對して保險せられてゐるものゝ數は、實に五百五十萬の多數に上つてゐる。けれどもこれでこの寛大なる制度は決して十分であるとは云ふことが出来ない。さうして強制主義を採用することが必要であつた。強制法は一九一一年に通過し、これに包括せられた十六歳以上の労働者は千三百七十四萬二千に達し、從來の任意制度の下に於いて保險せられたものゝ二倍以上に當つてゐる。この制度に於いては少數の例外はあるが、年收七百六十八弗に滿かない、十六歳以上七十歳以下の、總ての筋肉労働者並びに他の總ての被僱者を包括する。その他の諸國の強制制度も、同様に多様のものを含むする。例へば獨逸法は労働者、助手(Helpers)、職人(Journeyman)、丁稚、奴婢、水夫を包括し監督(Foremen)、官公吏、事務員、音楽家、俳優、

教員及び家庭教師にして年收六百弗未満のものにも適用せられ、總數千九百萬、即ち總人口の三十パーセントに達してゐる。

同様に Massachusetts, New York, 及び New Jersey の立法部に一九一六年 the American Association for Labor Legislation によつて提出せられた強制法案も、廣汎なものである。この提案は少數の除外例はあるが、總ての筋肉勞働者並び月收百弗未満の一般の被傭者を包括するのであつた。

二、強制的健康保險は任意保險の巨大なる準備金を必要ならしめる。

未來の要求に應ずるために取つて置く準備金は、任意保險に於いては不可缺のものである。何故なればこれにあつては、斷えず青年が加入して來るといふことが、確かでないからである。若しかくの如き加入者がなかつたならば、また

若し十分な準備金を取つて置くことを誤つたならば、加入者の年齢の老いるに従つて、求償も漸次増加し、負擔も増加することを知るに至るであらう。然かる時には出捐を増加するより外途がない。ところが此の増加は、青年の加入者を得られない結果を導き、組合は遂ひに破産の已むを得ざるに至り、義務を果すことが出來なくなるであらう。

各加入者は今保險に加入した許りの青年子女の分け前を持つといふ、一定の保證のある強制保險にありては、非常に事情を異にする。この場合には準備金は不必要である。何故なれば斷えず青年の加入者があるのは、段々年齢の老いるものと調和平均するからである。任意保險に於いて、青年時代に各被保險者が超過拂込をなすのは、そのものゝ老年時代に不足拂込をなすのによつて調和するのと、全然同じである。た

相異する點は、自分自身の個人的準備金を作るのではなくて、他の老年者の不足拂込を補ふのであり、それと同時に自分の老年に至つてからの不足拂込は、他の青年者の超過拂込によつて補はれるといふことのみである。かくの如き制度の下にありては、流行病または他の非常なる突發事故に對する小額の準備金を、備へることが必要であるのみである。例へば獨逸に於ける一準備金は一ヶ年の費用に等しいといふことである。

前に一言した American Association for Labor Legislation の提案の中に採用せられた方法は、前三ヶ年の費用總計の六分の一に等しい金額を備ふるといふものであつた。

三、強制的健康保險は簡易且つ經濟的なる經營の便宜を與へる。

産業保險 (Industrial Insurance) の下に於いて、

Friendly Societies, House of Commons Paper 121 of 1914) またある政府の報告によれば四十パーセントに上つてゐる。(Ibid. House of

Commons Paper 121 of 1915) 更らにこれ以上の經營上の節約が、獨逸に於いて施行せられつゝあり、米國に於いて提案せられた法案に見るが如き、よりよき經營の方法によつて企て得られる。米國の制度は、或る一定の限度内に於いて經營者を指定する英國の方法とは、相異してゐる。各労働者をして公認("approved")友愛組合、労働組合、又は工場基金に加入することを以て、普通の經營者の保險——多數の者が同一の産業に従事する地方に於いて組織せられる地方基金(Local Fund)または職業基金(Trade Fund)——に加入することによつて代はらしめることを許容してゐる。若しこれ等の選擇權能用ひない場合には、労働者は彼の使傭せられてゐる職業のために組織せられたる職業基金、または彼の住居する地區のために組織せられたる地方基金によつて、當然保險に附せられることに

なる。かくの如き制度は實際上、組合間の競争を絶滅せしめ、また組合員の集中によつて經營の煩雜を省くことになる。加之、傭主と被保險労働者とがこれ等の基金を相互管理することによつて、經營上の費用を節約することが出来る。何故なれば、この兩者は出捐者として冗費と詐欺とを未然に防止し、同時に使傭人は給付せらるゝ者として、給付に適當ならざる疾病を防止する勢力を有つてゐるからである。Leipzigの疾病基金に於いては地方經營の費用と中央經營の費用とを區別してゐるのであるが、その經驗によると地方經營の費用の最低は全體の費用の七・四パーセント、最高は九・四パーセントであつて、十パーセント以上に上つたことはない。(Report of the General Sick Fund of the City of Leipzig, 1913) 獨逸の總ての疾病基金に於いて、地方經營のために要したる平均金額は、尙ほこ

れよりも少額である。一九〇二年に於いては之れは全體の費用の五・一パーセントで最高平均であり、一九一二年には四・五パーセントで最低平均であつた。(Statistik des deutschen Reichs, Vol. 156; Ibid., Vol. 268)

會員の地方化は保險經營者が法令によりて指定せられ、醫療が簡單に行はれる様になつた時に實現し得られるものである。若し廣く散在してゐる組合員に對して醫療を給付したとしたならば、産業保險の遭遇すべき困難について問ひ合せが行はれた。この問題を解決するために醫療給付を地方委員の権限内に置かんとする英國の方法は多くの缺點を有つてゐる。この制度の下に於いては、醫者は労働者が労働に堪えないといふ證書を發行する度に、事實上手形を書いてゐる保險經營者の基金に對して何等の責任を有つてゐない。従つて彼は不當に寛大なる處置

を採るやうになるのである。(Departmental Committee on Sick ness Benefit Claims, Cd. 7687 of 1914) これに反して經營者は、組合員の醫學上の手當について責任を有つてゐる醫者に對して、何等有效なる支配をすることが出来ない。さうしてたゞ甚だしい濫費の場合に於いても、最も間接的な方法を以て不平を訴へることがあるのみである。この經驗から、地方組織の一般に認められた原則と調和する、經營者の醫療の管理を必要とすることが説へられた。これが完成のためには、組合員は集中せられなければならない。さうして組合員の集中を得るためには經營者は指定せられなければならない。

二、提議せられたる方法は疾病労働者の總ての要求を充す。

適當なる醫療、賃銀の三分の二に相當する現金給付、出産給付、埋葬給付に對する設備によ

る。

つて、提議せられたる方法は、賃銀労働者の疾病期間の總ての主要なる要求に應ずるものである。

一、労働者に對して診察、手當、看護、醫藥その他治療に必要なあらゆるもの、毎年五十弗に値するものを提供する。

提案せられた健康保険に於いて、法律上の權利となしてゐる醫療は、非常に多く慈善を受けなければならぬか、または必要な熟練せる醫者の助を拒絶しなければならぬやうな、現在の労働者の享けつゝあるものよりは、遙かに優越したものである。さうして被保険者の家族も亦醫療を受けられる。これによりて、必要な時に於いて適當なる手當を盡される利益と、非常に費用を節約することが出来る利益がある。

加之、必要な醫療に對する法律上の請求權は、退嬰的な社會を刺戟して彼等が從來長く得

階級の多數のものに對して醫療を設けるならばそれは最も進歩したる方法に従つて組織すべきものである。さうでないとするれば少くともかくの如き方面の發展を企ててはならぬ。

醫療の發展といふことが空想でないことは、外國の經驗が立證してゐる。例へば英國に於いては、健康保險法實施後二年にして、労働者の要求に適應するために、醫者の分布の改正が行はれた。またこの法律は結核の治療にも刺戟を加へた。その効果によつて、百五十名の「結核係員」(tuberculosis officer)の任命と、殆んど同数の公共「結核治療所」(tuberculosis dispensaries)の開設、さうしてまた從來存在した約二百五十の大なり小なり「養生院」(sanatoria)として盡したる施設の急遽の採用或ひは擴張、：また三千人を收容する十數個の新建築、總てこれ等はいづれもこの方面の進歩の種々の道

なかつた設備をするやうにさせる。例へば一九一二年に於いて Ditches County の被保險労働者の中にて疾病に罹つたもの、四分の一は何等の手當を受けず、必要な看護、醫療が屢々用をなさなかつたのであるが、若し彼等にして法律上の權利を附與せられてゐたならば恐らく適當なる手當を要求したであらう。健康保險の下に於いては、恢復を迅速ならしめる適當なる醫療の設備が、不必要なる費用を節約するから、基金の財政上頗る重要となる。かくの如き設備をなす結果は、洲の監督官の同意を以つて、保險基金は必要なる地に病院を設立し維持するの權利を得ることになるであらう。同様の基礎によつて設備する多數の者の意見によつては、もつと系統的な醫療組織をなすことが出来るであらう。

この點について Boston Dispensary の Michael M. Davis は云ふ。「若し疾病保險制度が、勞働

程にある」。(Fabian report on "The Working of the Insurance Act," supplement to the "New Stateman," March 14, 1914) 加ふるに、約一千二百の上屋を被保險結核患者をして家庭内に住居しながら戸外に寝むることが出来るやうに自由地使用せしめてある。(Report for 1913-14 on Administration of National Health Insurance, Cd. 7496 of 1914)

獨逸に於いては、既に一八八四年以來健康保險が實施せられ、多大の進歩を劃してゐる。この保險法の採用せられる以前に於いては、帝國内の毎八百人に付き病院のベッド一基の割であつたが、一九一一年には毎三百二十二人に付き一基の割となつた。辟見を有たない當局は「疑ひもなく、病院の建設、管理、改善は一般に傷害、疾病、不具に對する保險の直接の賜物である」と云ふ。(The Hospital, London, June 24, July

1, 1911) 病院の進歩に伴つて、民衆に密接なる關係を有する疾病に關する醫學上の知識の發展を見るやうになつた。一獨逸人は云ふ「社會保險の經驗は、職業的疾、流行病、及び傷害の犠牲に對する手當に關する新知識を誘導した。病院並びにこれと同様の保險經營者の施設に於いて、醫者は治療方法を一層深く研究する機會を見出すのである」。(Soziale Kultur und Volkswohlfahrt während der ersten 25 Regierungsjahre des Kaisers Wilhelm II, 1913)

醫者の數少く且つ遠隔なる地方の地區に於いては、疾病の初期を屢々看過して、手後れとすることがある。かゝる場合に醫者と患者との連絡を保つために、看護婦の管理の下に藥莢及び助産用具を具へる「地方保險事務所」(“rural health station”)が設けられてゐる。看護婦は醫者、疾病基金、及びその他のものと協力して保

なり少なり意識的に國民健康上の十字軍の中心として活動しつゝある。(W. H. Dawson: Social Insurance in Germany.)

當初に於いては不調和の傾向があつたけれども、健康保險の下に於ける醫療事務は一般の醫者に對して何等の故障を惹起さなで進捗したといふことが、英獨兩國に於いて多數報告せられた。既に一九一四年即ち大戰以前に、獨逸の醫者の一機關は、多くの新契約が醫者と保險組合との間に締結せられたことを述べ、さうして「現在に於いては兎に角、契約當事者間の争點は一掃せられて終つた。」(Münchener Medizinische Wochenschrift, Jan. 14, 1914) また他の權威ある刊行物は「獨逸に於ける醫業は眞に國民保險の原則に反對したことは決してない。それは一部分はこの制度が、測るべからざる多くの善事をなしつゝ、あることを承認したためであり、また

險經營者に患者の容體を報告し、必要なる手當を指示し、被保險者の監督、介抱をする。疾病基金はまた特定の家庭に於ける豫後手當を與へ、さうしてこれがために特別な組合が田舎の或る部分に於いては組織せられてゐる處もある。これは寔に William Harbutt Dawson が云ふ如く、「肺病のための養生院、幼児のための養生院、臨床診断、學校醫、子女に對する日中の保育及び相談所、休日植民、林間生活、公衆食堂、牛乳供給所、亞爾簡保兒主義及び内部の疾病を撲滅するための各種の協會について述ぶることは、獨逸の労働者の生活に於いて最も重要な役割を演ずる保健上の努力の新しい且つ大なる秩序の實例として必要なのである。これ等の施設の多くのものは、直接に保險法によつて與へられた刺戟の結果成つたものである。さうしてこれ等のものは總て、大

一部分は組合員が…健全な、繁榮せる、また名譽の勤勞は彼等が當局に及ぼす勢力によつて、發展することを信じたためである」と公言してゐる。(British Medical Journal, March 7, 1914) 英國に於いてもまた「二年以前の確執の後…全國に亘つて一般に醫者側は、保險當局者と友誼を以て協働しやうとする希望が盛んになつて來た」のである。(Ibid, April 17, 1915) Dr. Alexander Lambert は「醫者の間に於ける保險法に對する個人的嫌惡、反對の念は事實上消失して終つた」と述べてゐる。(Report to the house of delegates of the American Medical Association, 1916)

二、賃銀三分の二に相當する現金給付は、一家の主たる労働者の疾病期間の財政上の窮乏を救済するに足る。
家族を扶養する主たる労働者が、疾病のため

に所得を喪失する結果は、屢々家族をして餘儀なく、生活程度を低下せしめ、借財を作らしめ、または慈善的補助を受けしむるに至るものである。賃銀の三分の二を以て、家族をして疾病の期間その生活を低下せしむることのないやうにするには、十分に丁度過不足ないものであらうといふことは、米國の労働者の家計を研究したもつゝ示すところである。Russell Sage Foundation のために Robert C. Chapin の研究したところに據ると、食糧、住居、熱及び燈火の費用は四百弗乃至八百弗の所得の家族の年所得總額の四分の三より、八百弗乃至一千二百弗の所得を有する家族の年所得の三分の二強にまで減少する。(Robert C. Chapin:—loc. cit.) 生活必要費の割合が同一であることは、一九〇一年に The United States Commissioner of Labor によつて、三十三州の重要な工業中心地に於いてな

された大規模の研究が示してゐる。此研究は年所得三百弗より一千二百弗の「正常」(normal) 家族一萬七百五十一に就いて行はれ、四百弗乃至八百弗の家族に於いては、その總支出の三分の二強が前に述べたる四項目に費され、八百弗乃至一千二百弗の家族に於いては、三分の二弱が費されてゐる。貯蓄する餘地は、殆んど支出總計がその年所得に等しい程、少いものである。(Eighteenth Annual Report of the United States Commissioner of Labor, 1913, "Cost of Living and Retail Prices of Food.")

ばならぬことを示してゐる。かくの如き窮乏は非常に厳しいものではないけれども、彼等を刺戟して能力を恢復するや否や、一刻の猶豫もなく再び労働に従事せしむるやうにする。かくる刺戟は若し疾病の期間、賃銀の全額が給付せられるとすれば、決して起らぬであらう。またこれ等の數字は同じやうに重要な第二の事實を示してゐる。それは即ち賃銀の三分の二以下の週拂現金給付は、家族の不可缺の支出を行ふにも不十分であり、さうして不足額に對しては、

を哀訴するといふが如き、主要なる稼ぎ手の疾病に不幸にも隨伴するところのものを、繼續せしむるに過ぎないであらう。

家族は貯蓄を引出さねばならぬか、家賃、室代を滞らせるか、食料品を信用によりて得るか、借金をするか、同宿人をおき又は妻子を労働させて所得を得るか、或ひは最後の手段として慈善的救済を願ひ出でなければならぬ。かくの如き不十分なる給付は、たとへ現在の状態の一改善ではあるが、榮養不足、低下生活程度の、慈善

健康保險の提案したる標準は、かくの如き進歩したる米國諸州に於いて同じやうな方面、即ち儲主責任法に於いて既に行はれてゐるものに從

これ以上他に賃銀の三分の二の現金給付の正當なることを證する必要があるとすれば、産業災害のために労働不能となりたる期間、賃銀の三分の二を給付する Massachusetts, New York 及び Ohio 州に於ける先例の内、それを見出す。これと殆んど同様なる標準としては California, Kentucky 及び Wisconsin に於いては賃銀の六十五パーセント、Hawaii 及び Texas に於いては六十パーセントを給付してゐるのがある。(American Association for Labor Legislation, "Standards for Workmen's Compensation Law")

つたのである。

三、被保險労働者の妻及び婦人労働者のために設けたる出産給付は、緊急の必要を満すものである。

米國に於ける出産の四十パーセントに赴く助産婦によつて、現在なされてゐるものよりも、より良き助産方法を要することは明かである。加入労働者の妻並びに加入婦人者のために出産給付を行ふ健康保険によつて助産婦の勤務の品性を支配することが出来る。現在では熟練したるものよりも報酬が安いといふ理由によつて、拙劣なる助産婦の従事するものが多い。

賃銀の三分の二に相當する現金給付が支給せられるならば、これによつて婦人労働者は、縦令、彼女が肉體上労働不能に陥るために、または數州に於けるが如く法律の禁止のために、出産の前後に於いて一定の期間、工業労働に従事

なければならぬ時期に於ける貧困を緩和し、さうしてその結果孩兒の死亡率を減少せしめるであらう。

四、この提案によりて設けらるる埋葬給付は、産業労働者の最も痛切に感ずる要求の一を充すものである。

労働者の最も痛切に感ずる要求の一は、埋葬の準備に就いてある。他人の助力を俟たないでこの要求を充さんとする努力の結果、最近に於いて所謂産業生命保険證券が非常に多數發行せられた。然しながらこの種の保険に對しては、労働者は其享くる利益と殆んど同額の經營の費用を、負擔しなければならぬものであつた。「毎保險證券に對する平均保險金額は頗る寡少であつて、到底(稼き手を喪つた家族の遭遇する)これ等の厳しい經濟問題に、適當するものではない。」一八八一年には毎證券に對し九一弗、

することが出来ない場合にも、彼女は正常なる家族の食糧、住居、熱及び燈火の費用として從來通りの貢獻を繼續することを得せしむるであらう。この現金給付によつて、母子に普通の生活の安易を與へる最も重要な時期に、家族の生活程度を低下せしめないで済むであらう。

國民全體に取つては、かくの如き時期に於ける保護は他の場合に於ける保護よりもより重要なものである。何となれば、未來の國民の生命の安危に關する時期であるからである。Henry R. Hibbs に從へば「産業社會に於ける孩兒死亡率の増大せる根本の原因は、貧困、所得の不足、生活程度の低下せることにある。」(Henry R. Hibbs: "Influence of Economic and Industrial Conditions on Infant Mortality," Quarterly Journal of Economics, Nov. 1915) 現金給付の支給は、母をして報酬を求めて労働することを止め

一八九一年には百十二弗、一九〇一年には百三十三弗、さうして一九一一年には百三十八弗であつた。……事實上、産業保險の解決せんとする問題は、「生存保險」にあらずして「死亡保險」に關するものであり、生殘者の救濟問題にあらずして、死亡者の埋葬に關するものであることは、既に多年一般の承認するところである」I. M. Rubinow は云ふ。(I. M. Rubinow: "Social Insurance) American Federationist" 一論者(Henry Wysham Lanier, "Sickness Prevention" ditto. March 1916)は「平均年所得六百弗の労働者は一般に死亡給付五十弗乃至百弗より多からざる保険に對して、一ヶ年十三・〇五弗を費してゐる」と述べてゐる。

死亡費用に對する保険の統計と同じやうな數字が、米國労働者賠償法の下に於ける支給額の中にも見出される。一九一六年に於ける二十四

州の賠償法中、二十四はこの目的のために五十弗乃至百弗の支給を最高額としてゐる。然し實際の埋葬の費用は、恐らくこれよりも小額である。New York School of Philanthropy の Bureau of Social Research の公刊せられない報告によれば、非常に費用を節約すれば、New York 市に於いて大人の埋葬費用は、五十弗乃至七十九弗である。若し少しく節約しないならば、七十五弗乃至百弗を要する。(E. M. Barrows:—Cost of Burial among the Poor in New York City, June, 1916) かくの如くして埋葬給付五十弗は健康保険法案に於ける最低限度であり、賠償法中の最低限度であり、また New York 市の貧民の埋葬費の最低限度である。これは切り詰めた、埋葬以外の如何なる費用をも包括しない痛切に感ずる要求を充すであらう。

三、費用を傭主、労働者及び國家に分

報告には次の如く述べてゐる。

「貨物を生産するに方つては、非常なる經濟をなすべきは勿論のことである。然しながら多くの傭主側に於いて、正常なる失費のみならず餘地、照明、空氣及び労働者の健康並に生命の保護施設を節約する傾向がある。かくの如き誤りたる經濟は眼に見えざる損害を傭主に及ぼし、労働者の健康及び生命を危くするものである。」(Second Report, 1913)

産業上の塵埃がその有害の程度によりて、結核を生ずる力に相異なることは既に述べた如くであるが、この相異は職業と健康との關係を特に明かに物語るものである。鉛、砒素、水銀、燐、アムモニア、木酒精の如き産業上の有害物は、Ohio 州に於ける一九一三—四年の調査によれば、六十一種一千〇四十の工場中に於いて、七百十二即ち六十八・四パーセントは健康を害

擔せしめやうとする提案は正當且つ賢明に疾病の負擔を分配すること。

傭主、労働者及び國家間に醸出を分割するのは正當である。何となればこれは疾病に對して責任を有する三者に、費用を分擔せしむるがためであり、また利益もこの三者の享得するところであるからである。

一、傭主は、疾病に對して、一部の責任を有し、疾病の防止によりて利益を受ける。

傭主の疾病に對する責任は、不健康を醸し、労働者にあらずして傭主が責任を有する工場の設備より起るのである。例へば New York State Factory Investigating Commission は「現在の吾等の非常に多數の工業は、労働者の疾病及死亡率を著しく増加せしむるが如き、正常を失したる状態に於いて行はれてゐる」と述べてゐる。(Preliminary Report of 1912) かくしてその後の

するものである程、屢々用ひられてゐる。(Hayhurst, loc. cit.) 鉛のみでも百種以上の異つた産業に用ひられ、一九一一年に於ける New York 市の鉛を使用する工業の概要調査は同市のみにて百二十一の比較的患患者を發見し、(Edward Ewing Pratt:—"Occupational Diseases," Preliminary Report, 1912) 一九一三—四年の Ohio 州のもつと完全なる調査は同州内に於いて五百四十四の患者を見出した。(Hayhurst:—loc. cit.)

取扱ふ資料のみならず、作業の状態もまた疾病の原因となるものである。例へば工場の換氣装置は第一に重要なものである。さうして「健康の基石」であると呼ばれてゐる。New York 州の工場監督官は五千二百二十四の工場中僅に六百四即ち一一・八パーセントのみが機械應用の換氣をなしてゐた。さうして最もかくの如き装置を必要とする塵埃の多い産業に於いて、最も不

備であつたといふ(Second Report, 1913)C. E. A. Winslowに從へば誤つたる換氣法は結核の最もよき繁殖地である。何となれば、「人々に結核を與ふるものは塵埃のみではない。悪き空氣は徐々にまた殆んど確實に、結核を人々に與へるものである。塵埃の多い産業に従事するものは、ほんの小數である。然しながら非常に多數の人々が工場及び事務所に於いて、悪き空氣のために苦められてゐる」からである。(C. E. A. Winslow:—The Health of the Worker, 1913)

他の労働の状態、例へば姿勢の如きも健康に重要な關係を有つてゐる。New York Factory Investigating Commissionは特殊の調査の結果「葉巻煙草製造職工の結核の率の多いのは、第一に多人數が狭い卓に互に向合つて屈身して仕事をすると姿勢のやうになつてゐるためであること、第二に工場の設備の一般に不完全なること、第

三に不健康なる住宅に於ける家内仕事として行はるゝことによる」としてゐる。(Second Report, 1913)裁縫工の間にありては the United States Public Health Service の Dr. J. W. Schereschewsky の研究によると、男工一千七十三人中五十八・四パーセントは「姿勢悪きもの」であり、男工二千八十六中五十一・三パーセント及び女工一千中二十・五パーセントは脊任歪であつた。さうしてその結論は「裁縫業をそれ自身に於いては、必然に職工の悪い姿勢を惹起するものでないといふことは正當である。けれどもこの職業は悪い姿勢にする強い傾向を有つものである」といふことである。(J. W. Schereschewsky:—“Studies in Vocational Diseases: The Health of Garment Workers,” Public Health Bulletin, No. 71, May 1915)

労働時間の長さため並びに現代の産業が緊張

の必要を増加するため、多くの労働者の特に感ずる疲労は疾病の素因である。「何となれば若し恢復せられざる時には、それは暗々裡に活動力を害し、かくして多くの疾病の基因を作るからである」。過度の労働及び組織内部に不用なもの、堆積するために、變質的の疾病の基因の作られるのみならず、また傳染性の疾病の基因も作られるのである。何となれば組織の活動力が薄弱となる時は細菌を撲滅する力が薄弱となるからである。(Josephine Goldmark:—Fatigue and Efficiency, 1912) 獨逸の保險當局者の調査によると、労働時間の最も長き工場に於いて、最も多數の傷害及び疾病が発生する」。(Frankel and Dawson:—loc. cit.)

以上述べたるものまたはこれと同じやうな職業的障害のために發生する疾病の費用は、生産費の一部分として、産業が負擔すべきである。そ

れは機械及び工場の修繕と同じく上下に課するのが正當である。既に人類の生命に對する損傷の一部の費用は、労働者賠償法によつて、産業の負擔となつてゐる。さうして更らにそれは生産物の代價の内に加へられて、消費者に轉嫁せられてゐる。

より健康にしてより、能率の高い労働力に對する報酬として、傭主が出捐をなすべきことはまた正當である。獨逸に於いては既にそれが實現せられてゐる。英國政府の報告には次の如く云つてゐる。

「我々の觀察を以てすれば、傭主は甘んじて保險法の課する費用を負擔してゐる。さうして各傭主はこれ等の法律の規定なき場合に於いて、喜んで引受くるや否やは疑問である。」(Insurance Legislation in Germany, cd. 5679 of 1911)

労働者の心を悩ます重要な原因の一角が取除かれた場合に、精神上の能率が改善せられれば、これもまた備主を利益せしむるものである。

League of German Employer's Associations の會長である Dr. Spilker はこの點を簡單に述べて

「この方面に對する備主協會の仕事は、單に労働者のみならず、産業に對しても、祝福すべきことである。今日に於いては吾人は労働者の能率の増進によつて、延びては一般産業上に於ける能率を増進したことは、最も明瞭なことである。總てのことは労働者が疾病、傷害、老廢、廢疾のために惹起される煩悶と窮迫とから救濟せられることによつて齎されたものである。」(Schwedtman and Emery:—*Accident Prevention and Relief*, 1911) と云つてゐる。

米國の備主等は健全なる労働力より齎さるゝ

を生ずる。出来るだけ最良な條件を以つて、健康を新にし、能率を恢復することは、個人にとつてのみならず會社にも直接利益を與へるものである。」(Howell Cheney:—*Plans Adopted by Cheney Brothers for Industrial Insurance and Old Age Pensions*, in Schwedtman and Emery, loc. cit.)

これと同様の意見を American Telephone and Telegraph Company の取締役はその使備人給付基金に就いて一九一五年に株主に報告してゐる「吾人はその生命を電話事業に捧げたる男子及び婦人が、疾病に罹りたる時または老年になりたる時、一定の所得を確保せられ、或ひは仕事のためにその生命を犠牲にしたる時、家族のために直ちに何等かの手段を講ずるは、寔に正常なること、信ずる。然らばその費用は事業そのもの、負擔となすに、何の不思議

利益を實現しやうとしてゐる。Howell Cheney は氏の會社 Cheney Brothers が次の如き思考からその使備人のために疾病給付基金に出捐してゐると述べてゐる。即ち

「第一にそれは從來會社の行つてゐた個人及び結核患者の救濟制度を擴張したのであつて全然慈善に依頼せず、尙ほ餘分の給付を得るために、犠牲を拂ふに吝かならぬ使備人の能率を發揮せしめやうとするものである。第二にそれは産業と關係ある、さうして労働者自身之れに對して保護を講ずることが出来ない、職業上の疾病または不衛生なる状態に對しては、如何なる小なるものと雖之れが救濟を行ふものである。第三に、疾病並びに傷害は使備人に對すると同様會社に對しても、時間を空費し、機械を遊ばせ、仕事の能率を低下せしめるがために、非常なる經濟上の濫費

もないと思ふ。正義の問題を別としても、労働者が屢々遭遇し、さうして獨りでは何ともすることの出来ない生命に關する災害に對して、適當なる施設をすることは、彼等の憂慮と恐怖を取除き、疾病に罹りたる時必要な手當と看護を享けることを得しむるものである。かくして給付の支給は仕事に對する労働者の能率の増進、興味の高進によつて酬ひられる。さうしてその證據は電話事業の上に絶えず現はれる。備主のみならず電話を使用する一般公衆も、これがために利益を受けるのである。」

二、労働者は疾病に對して、一部の責任を有し、疾病の防止によつて利益を受ける。労働者が疾病に對して責任を有すべきことは、食事及び生活の方法等の如き状態に對して彼等も或る程度まで支配權を有することによつ

て解かる。

個人は疾病に對する責任を共有するのであるから、只職業上の危険に基かない部分の負擔を有つのが正當であつて、これに對しては一般の利害に關するといふので、國家もまた補助を與へてゐる。この點に於いて健康保險は、勞働者賠償法と相異なる。何となれば勞働者の疾病は總て直接に「使傭に基き、使傭中に」發生するものではないからである。(賠償法の目的とする疾病は、業務に基く疾病に限られてゐるのであるが、健康保險の目的とする疾病はそれに限らないのである。)勞働者が負擔する疾病の最小限度がある。加之、健康状態の改善、疾病の期間支給せられる現金給付によつて受くる個人的利益があるから、勞働者はこの點からも共同して出捐すべき理由が生ずる。

三、國家は疾病に對して、一部の責任を有し、

疾病の防止によりて利益を受ける。

國家は水、牛乳、食糧の供給、住宅の制規、道路の掃除、塵芥の處分、傳染病の管理等、健康に影響を與へる條件に對して責任を有してゐる。かくして George A. Johnson は若し米國の都市の住民に、濾し水またはこれと同じやうに純良なる水を供給することが出来るならば、窒扶斯患者を減少せしめ「毎年三千の生命を救ひ、四萬五千の窒扶斯を防止することが出来であらう。」(George A. Johnson:—The Typhoid Toll, address before the American Water Works Association, June 9, 1916) かくの如く防止することの出来ない疾病に就いては、國家が一部の財政上の負擔をしなくてはならぬ。國家もまた醫療の改善及び家族の財政状態の向上に伴ふ、市民の健康状態の改善の利益を享けるのである。

四、費用の分配が行はるれば、健康保險に入する能はざるべき者も加入し得る。

以上の如く保險費用を分配するとすれば、分配しない場合に入することが出来ない勞働者をも加入せしめ得る利益がある。疾病保險の全體の費用を、勞働者のみが負擔する力のないことは、既に述べた通りである。只傭主及び國家が正當なる分擔者となる強制保險に於いてのみ勞働者の負擔の大部分を免除し得るのである。五、傭主及び勞働者が費用を分擔することは、デモクラチックな管理をなす利益を與へる。

加之、傭主及び勞働者間に、費用を分配すれば經營上の利益が得られる。法案要綱に於いては傭主と勞働者とは各四十四パーセント宛を均等に負擔することになつてゐる。かくの如く均等に負擔することは、兩者をして基金の管理に對して對等の權能を與へるものである。何故なら

ば、彼等は共同に蓄積したる基金の管理に對して、對等の利害關係を有するものであるからである。傭主に對しては彼等の主義に一致しない急進的な勞働者の小團體によつて、この組織が支配せられないことを意味し、勞働者にとつては自分の負擔を軽減せんがために、不當に彼等の利益を削減しやうとする企業家によつて、基金の支配が行はれないことを意味してゐる。獨逸に於いて保險基金の管理が非常に重大であることが明かにせられた。傭主側は現在の出捐三十三・三分の一パーセントに對する三分の一の管理權を有する代りに、五十パーセントの出捐をして勞働者と對等の管理權を得やうとした程である。(Schwedman and Emery:—loc. cit.) 之れに對して勞働者は三分の二の出捐をなし、出捐の割合に應じて管理する權利も大であること喜んでゐる有様である。(W. H. Dawson:—

Social Insurance in Germany)若し管理が眞に相互的であり、對等の財政上の利害に基くものである時のみ、孰れの側にも正當であることが出来るであらう。

四、健康保險は疾病の防止に對する必要なる運動に刺戟を與へるであらう。

健康保險によつて勞働者間に勞働不能の期間毎週支給せられる賃銀の三分の二に相等する現金給付は、疾病によつて惹起される財政上の喪失を償ふために、非常なる注意を喚起した。この喪失は今日に於いては各個人に負擔せられるから、社會に歸せられてゐないものである。現金給付は健康に對して貨幣價値を置くものであつて、それがために、疾病防止の運動を刺戟することになる。

例へば工場衛生は發達するであらう。Massachusetts, New York 及び New Jersey の立法

の如くして高き保險費用は、超過せる疾病の數及び疾病の防止によつて保險料を削減し得ることに注意を喚起させる。疾病の防止及び衛生の改善が僱主に及ぼす利益は直ちに知られる。

健康保險の工場衛生を刺戟する力に就いては Dr. Lee K. Frankel が云ふ。

「論ずる迄もなくかくの如き施設(傷害保險の下に於ける産業上の疾病に對する賠償)の結果、工場及び他の産業上の機關が、出来るだけ衛生條件、就中塵芥、不淨空氣の發生、不十分なる光線その他の防止を講ずることになつたのである。蓋しこれ等の條件は勞働者の健康を害することが承認せられてゐるからである。……最近二十五年間の獨逸産業の發

展は、大部分社會保險の賜物であると云ひ得る。さうしてこれは僱主並びに勞働者をして健康を維持し且つ無益にして避け得る傷害及

部に於いて一九一六年に採用せられた法案の財政を司る組織は非常に直接的な刺戟を與へる。

出捐額は給付の支給と經營の費用を支辨するに十分であるやうに、算出しなくてはならぬ。それ故に出捐額は年によつて疾病の増減に伴つて變化するであらう。保險の單位は一地方または一職業であるが故に、一社會または一職業内に於ける疾病率の高きことは、直ちに僱主にその出捐の増加によつて知られるであらう。疾病率を低下して出捐の減少を圖る見込は、僱主の工場衛生の改善による疾病の防止のためになる。數種の産業が同一基金に保險せられる處に於いては、各種の産業の疾病率に應じて出捐額を異にせしめて、各種の産業に適當な財政上の壓迫を加へることが出来る。各個の産業が非常な疾病率の超過を示す時には僱主が使備人から抽き出すことを得ない出捐の附加を集める。かく

び疾病を防止する状態に於ける作業の効果を

知らしめたものである。」(Lee K. Frankel:—

“Industrial Insurance the Basis of Industrial Hygiene”)

さうして Dr. Frankel は結論する「米國に於いて吾人の要求するところは、初め火災並びに傷害保險になしたると同様に、疾病並びに廢疾に對する防止の原則の講究にある。然しながらその成就する迄にこれ等に對する保險は包括的なものとしなければならぬ。」(Ibid.)

英國の健康保險法の經營と合して、醫學上の委員會の活動は世人を益するところが多い。この團體の主催の下に Special Investigation Committee upon the Incidence of Phthisis in Relation to Occupations が靴職工の結核防止運動及び會社に對する勸告等を包む、有益なる報告書を發行してゐる。(Medical Research Committee:—

First Report. 1915)

米國に於いては諸外國に於けると同じく、著しい工場衛生の改善が健康保險の實施に従つて期待せられるといふことは、既に米國の勞働者賠償法の經驗が示すところである。この賠償法の實施は廣く亘れる「安全第一」"Safety First"運動を起さしめるやうになり、傷害數の著しい減少を見るに至つたのである。例へば一九一三年乃至一五年に General Electric Company の Schenectady 工場は三十四パーセントの傷害の減少を得、同じ二年に Lackawanna Steel Company は凡ての傷害の四十四パーセントの減少を得、同年中に Eastman Kodak Company はその Kodak Park 工場に於いて傷害の五十六パーセントの減少を得たのである。その一方 American Locomotive Company は同年中に五時間以上の喪失を惹起す傷害の六十二パーセントを減少せし

めたのであつた。(N. Y. State Dep. of Labor-Industrial Accident Prevention.)

また豫防手段も健康保險によつて刺戟せられるであらう。現在の結核、癌、及び變質的疾患に對する治療には、初期にその徴候を知るが最も必要なことである。時々、身體検査は、醫者を以て、各人の疾病が未だ初期にある間に發見させる機會を與へる最良の方法である。然しながら既に述べたる如く勞働者は疾病の場合にも、醫者を聘することが出來ないものである。それ故に健全なやうに思はれる場合に、醫者を迎へることは到底出來ないことである。二三の工場に於いて流行する身體検査が、一寸見たところでは問題を解決するやうに思はれる。然し深く考へる時はこの検査は僱主の發議に基くものであつて、その行はるゝ工場には限りがある。加之この検査は缺點を指摘するのみであつて、勞働

者のなす能はざる必要なる手當を加へるものではないから、検査せられる勞働者に殆んど何等の永久的利益を與へるものではない。

身體検査をなし、手當を加へる機會は、健康保險の下に於ける醫療給付によつて與へられる。そののみならず、

「僱主に使僱せられる醫者の行ふ身體検査に對して勞働者が現在有する反對は、保險基金によつて使僱せられる獨立の醫者の本部によつて検査が行はれ、ば消へ去つて終ふであらう。健康を害してゐるために解僱せらるゝことは、勞働者が強制的健康保險制度を有する時には、迅速に恢復する機會を有するが故に、

非常に緩和せられ、また健康保險制度によつて勞働者は疾病の時には單に僱主及びその使僱する醫者にあらずして、勞働者、僱主及び國家の代表者によつて經營せられる疾病基金

を受ける權利を有することゝなるのである。」(John B. Andrews, "Physical Examination of Employees," American Journal of Public Health, Aug. 1916)

僱主が熟練者を維持し、勞働者が迅速に作業に復歸する利益を實現する時に、また保險の負擔は各個々の僱主に課せられず、同一職業又は地方の團體にある總ての者に課せられ、従つて勞働者が組合員の何人かによつて使僱せられる限り、間接に彼自らそのために出捐を繼續するのであることを知る時には、疾病勞働者に對する差別が段々少くなるであらう。

加之、勞働者の眞の要求を開示すれば、英國に行はれつゝあり、獨逸に於いては既に行れたる如き、疾病防止のための適當なる醫學上の機關に刺戟を與へることゝなるであらう。例へば獨逸の不具廢疾基金は、一八九六年及び一八九

九年の調査によつて、肺結核が男子労働者の重要な癩疾原因の第三位を占め、女子労働者の重要な癩疾原因の第二位を占めてゐることが解つた。(Frederick L. Hoffman, "Care of Tuberculous Wage Earners in Germany," United States Bureau of Labor, Bulletin No. 101) の事實によつて獨逸の保険基金は結核撲滅運動に於いて主腦者として活動するやうになつた。Dr. Befeldt の意見に據れば「數年間の經驗をしたる後、労働者間の肺病に對する有效なる戦闘は、獨逸帝國の労働保險を俟ち、さうして帝國の豊富なる財源によりて維持せられ、國家的社會的制規の助けを以てするにあらざれば、有終美の成績は得られないことを告白する」と。

疾病防止の民衆教育は、保険基金の活動の一である。W. H. Dawson によれば、獨逸に於いては、

「公會堂または労働組合の本部に於ける通俗講演は、疾病防止に労働者の共同を得る最も有效なる策の一である。この問題に對して非常なる注意を拂へる Berlin の疾病基金の中央委員會は、有名なる醫者を聘して、至る所に於いて、人々が特に罹り易い各種の疾病の原因、徴候、手當及び豫防に關する定期講演をするやうに取定めてゐる」。(W. Harbutt Dawson: Social Insurance in Germany)

結核の防止及び手當の教育は、英國の保險法の歴史に於いても知られてゐる。非常に進歩的な多數の委員會が講演の取定めをなし、一委員會は二十の活動寫眞館と契約して、結核の手當を示すフィルムを見せることにした。

政府のこの疾病防止に對する興味は、疾病の増加に伴ふ政府の出捐の増加によつて、非常に高められた。この經費の増加を緩和せしむるこ

とは政府をもつと廣汎な公衆保健運動に對して政府が活動をするやうにさせる。地方組合又は労働組合の活動は、疾病の地方特有の原因に對して、更らに有力なものであらう。獨逸の疾病基金、殊に Berlin Sick Fund of Merchants, Tradesmen, and Apothecaries は疾病臨檢者によつて疾病組合員の住居の状態を明かにした。然しながら、かくの如き調査で直ちに總ての害惡の改善をすることが出来るものではない。これを公示し、刊行し、報告して警察、地主、貧民及び學校醫、病院、結核療養所をして知らしむることは、改善の助けとなるであらう。また住居者からもまた疾病の原因が報せられ、衛生的住居の必要が唱へられてゐる。」とは German Imperial Insurance Office の意見である。住居の改善に對して獨逸の不具癩疾基金は非常な力を注いでゐる。

保險制度の實施中獨逸の國民は生存年限を延長したのであつて、普魯西に於いては他の諸國に於ける殆んど二倍に達してゐる。さうしてそれは同國が科學的藥品の發見及び應用に於いて、最も進歩した國であるために得たる成功であると云はれてゐる。

これを要するに強制的健康保險は、労働者の疾病に方つて醫療及び財政上の援助を提供して緊切なる要求に應ずるのみならず、保險費用を正當に且つ賢明に儲主、労働者、國家に分擔せしめ、また疾病防止に對する有力なる刺戟を與へるものである。強制健康保險は労働者の要求に應ずる經濟的な方法であり、健康維持に對する戦闘開始の有力なる精銳である。(完)

(一九二三年五月二三日稿了)